主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人冨田博の上告趣意中憲法三八条一項二項違反をいう点は、記録を調べても 所論の供述調書に任意性を疑うべき点は認められないから、所論は前提を欠き、憲 法三七条二項違反をいう点は、実質は、単なる法令違反の主張であり(証人が公判 期日に証言を拒んだときは、刑訴法三二一条一項一号前段にいう公判期日において 供述することができないときにあたるものと解すべきである〔昭和二七年四月九日 大法廷判決・刑集六巻四号五八四頁参照〕。)、その余の論旨は、事実誤認、単な る法令違反の主張であつて、いずれも適法な上告理由にあたらない。

よつて、刑訴法四一四条、三八六条一項三号により、裁判官全員一致の意見で、 主文のとおり決定する

昭和四四年一二月四日

最高裁判所第一小法廷

誠		田	岩	裁判長裁判官
郎	俊	江	λ	裁判官
吾	謹	部	長	裁判官
郎	_	⊞	松	裁判官